

# 瀬戸内市教育大綱について

## 1 策定の目的

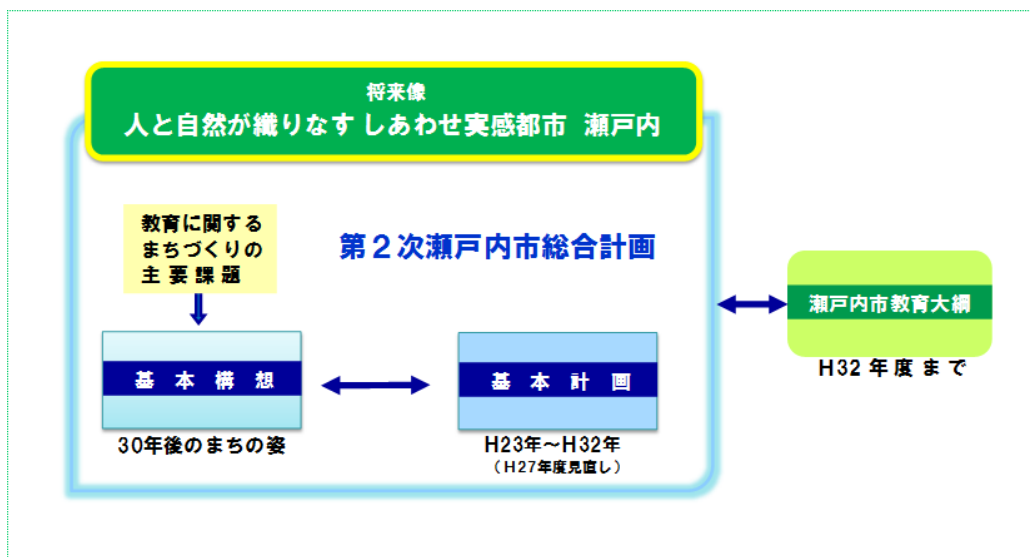
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を定めるものです。

## 2 大綱の位置付けについて

本市は、「第2次瀬戸内市総合計画（以下「総合計画」という）」に基づき、将来像である「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を実現するため、目指すべきまちの姿を展望しながら様々な施策に取り組んでいます。

瀬戸内市総合教育会議では、この総合計画の教育に関する「まちづくりの主要課題」、「基本構想」及び「基本計画」を踏まえ、教育行政の重点的に取り組むべき施策を協議し、策定しています。

（教育大綱の位置付け図）



## 3 期間

平成27年度を始期とし、平成32年度を終期とする6年間とします。  
(第2次瀬戸内市総合計画の基本計画の期間と合わせることをとする)

## 4 瀬戸内市教育大綱(案)

### = 大綱の重点施策 =

#### **重点1 「確かな学力、豊かな心、健やかな体の子どもの育成」**

**新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育む教育を実現する**

- \* 学力向上や生徒指導の充実のための学習環境の改善  
(少人数指導、ICT環境、専門的人材の確保 等)
- \* 魅力ある学校施設や教育設備の計画的再整備
- \* 知・徳・体の基本をなす食育の充実
- \* 道徳教育、人権教育の推進

#### **重点2 「子育て・保育・教育を通して子どもの成長を社会総がかりで支援」**

**子育て家庭や発達段階に応じた子どもの成長を、学校、家庭、地域及び関係機関が緊密に連携協力し、社会総がかりで支援する**

- \* 子育ての喜び、楽しさが感じられる子育て支援
- \* 就学前保育・教育と小学校教育の連続性と学びの基礎力の育成  
(保・幼・小をつなぐ育ちと学びの共通カリキュラム)
- \* 関係機関の連携協力による子どもの健全育成
- \* 家庭教育の充実のための支援
- \* 地域ボランティア等による子育て支援の強化

#### **重点3 「生涯にわたり 自発的に学ぶ市民への効果的支援」**

**あらゆる年代の市民が生涯にわたり学びたいときに学び、そして生きがいにつながるよう、生涯学習の機会の充実を図る**

- \* 図書館、公民館等における生涯学習機会の充実
- \* 安全・安心して学習できる生涯学習施設の整備

## **重点4 「健康で活力に満ちた地域社会の形成」**

---

**市民が、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくりを行うことができる環境を整備する**

- \* 市民の健康づくりや体力づくりのためのスポーツ活動の場所と機会の提供
- \* 体育協会、スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体及び指導者等の育成援助

## **重点5 「歴史・文化の保存・継承と活用の推進」**

---

**心豊かで潤いのある暮らしのために歴史・文化等を整備する**

- \* 歴史遺産や伝統文化、豊かな自然を保護・保存し、次世代に継承
- \* 公民館、博物館等における地域の歴史・文化の学習機会の提供
- \* 子どもたちが故郷を愛する心を育むための歴史・文化の学習